

下記のいずれかに該当する者です。ただし、高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所についてはこの限りではありません。

資 格		証明する書類
(1)動物用医療機器の販売又は賃貸に関する業務に3年以上従事した者		従事証明書
(2)都道府県知事が(1)に定める者と同等以上の知識経験を有すると認めた者	医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の資格を有する者	免許証
	高度：第一種 管理：第一種及び二種 動物用医療機器製造販売業の総括製造販売責任者の資格を有する者	卒業証明書 卒業証書の写し
	旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学（機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって、医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。以下この条において同じ。）、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者	卒業証明書 卒業証書の写し
	旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した後、医薬品若しくは再生医療等製品の品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務又は医療機器の製造管理若しくは品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者	卒業証明書 卒業証書の写し 従事証明書
	動物用医療機器製造業の責任技術者の資格を有する者	卒業証明書 卒業証書の写し
	旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者	卒業証明書 卒業証書の写し 従事証明書
	動物用医療機器修理業の責任技術者の資格を有する者	従事証明書
	薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第7条の規定により法第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされた者のうち、同条第2項の登録を受けた者	販売従事登録証
	高度：人用の高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の営業所の管理者の資格を有する者 管理：人用の高度管理医療機器等の販売業賃貸業又は人用の管理医療機器の販売業又は賃貸業の営業所の管理者の資格を有する者	厚生労働省令により定められた資格を証明するもの
	高度管理医療機器等（指定視力補正用レンズのみを除く。）の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事した後、基礎講習を修了した者 高度管理医療機器等（指定視力補正用レンズのみ。）の販売又は貸与に関する業務に1年以上従事した後、基礎講習を修了した者 第1種又は第2種医療機器製造販売業の医療機器等総括製造販売責任者の資格を有する者 医療機器（一般医療機器を除く。）製造業の医療機器責任技術者の資格を有する者 医療機器修理業の医療機器修理責任技術者の要件を満たす者 医薬品薬種商販売業の許可を受けた店舗における許可申請者又は当該店舗における適格者 財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した、医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者 特定管理医療機器を取扱う営業所の管理者（動物用管理医療機器販売・貸与業の管理医療機器営業所管理者に限る。）	